

# 青森県報

第二千六百十九号

平成十八年  
四月二十一日  
(金曜日)

## 目 次

### 告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高 齢 福 祉 課)	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	( 同 )	一
介護保険法による介護予防サービス事業者の指定	……………	( 同 )	二
公共測量の実施	……………	(監 理 課)	二
土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	……………	(河川砂防課)	二
出先機関	……………		
土地改良事業の工事の完了	……………	(中 南 地 域 局)	三
右 同	……………	( 同 )	三
道路の位置の指定	……………	(三 八 地 域 局)	四
土地改良区の役員の退任	……………	( 同 )	四
道路の位置の指定	……………	(下 北 地 域 局)	四
土地改良区の役員の退任	……………	(東 地 方 農 林 水 産 事 務 所)	四
公安委員会	……………		
警備員の検定合格者審査の実施	……………	(生 活 安 全 課)	五
正 誤	……………		
平成十八年四月十七日及び平成十八年四月十九日定例目次	……………	(総務学事課)	六
平成十四年四月十九日定例出先機関中	……………	(農村整備課)	六

## 告 示

青森県告示第三百六十九号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業者を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者 名称 又は氏名 だいち 有限会社	主たる事務所 所在地又は住所 十和田市東三番町六の二五	居宅サービスの種類 訪問看護	居宅サービス事業を行う事業所 名称 所在地 訪問看護ステーションちくば 十和田市東三番町六の二五	指 定 年 月 日 平成一八・四・二四
--	-----------------------------------	-------------------	--	------------------------

青森県告示第三百七十号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業者を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者 名称 主たる事務所 所在地	居宅介護支援事業者を行う事業所 名称 所在地	指 定 年 月 日
------------------------------------	------------------------------	-----------

有限会社ブライ  
ムライン  
上北郡東北町字  
大平一の四  
居宅介護支  
ンターちび  
せき  
上北郡東北町  
大平一の四  
平成  
一六・四・二  
四

青森県告示第三百七十一号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第十五条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称 又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	介護予防サービス事業を行う事業所 名称	所在地	指定期日 年月日
ち有限会社だ		十和田市東三番町六の二五	訪問看護	訪問看護ステーションちくば	十和田市東三番町六の二五	平成 一六・四・二四
社会福祉法人楽晴会		三沢市大町二丁目六の二七	介護予防生活介護	三沢老人ホーム	三沢市大字三沢字園沢一五六の八	平成 一六・三・二七
社会福祉法人六戸町社会福祉協議会		上北郡六戸町大字大落瀬柴山三の九	訪問介護	社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字大落瀬柴山三の九	"
社会福祉法人六戸町社会福祉協議会		上北郡六戸町大字大落瀬柴山三の九	訪問介護	社会福祉法人六戸町社会福祉協議会	上北郡六戸町大字大落瀬柴山三の九	"

青森県告示第三百七十二号

測量計画機関の長から、次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成十八年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 測量計画機関  
仙台防衛施設局
- 二 測量の種類  
公共測量（移転措置事業）
- 三 測量の期間  
平成十八年四月二十八日から同年六月三十日まで
- 四 測量の地域  
上北郡六ヶ所村大字平沼地区及び三沢市大字三沢字天ヶ森地区

青森県告示第三百七十三号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第六条第一項及び第八条第一項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定するので、同法第六条第四項及び第八条第四項の規定により公示する。

その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 平岡一号土砂災害警戒区域及び平岡一号土砂災害特別警戒区域
- 1 指定の区域  
青森市の区域のうち次の図面に示す区域  
(図面省略)
- 2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類  
急傾斜地の崩壊
- 3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令（平成十三年政令第八十四号）第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり  
(図面省略)

二 平岡二号土砂災害警戒区域及び平岡一号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

三 平岡五号土砂災害警戒区域及び平岡五号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

四 平岡十二号土砂災害警戒区域及び平岡十二号土砂災害特別警戒区域

1 指定の区域

青森市の区域のうち次の図面に示す区域

(図面省略)

2 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

3 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第四条の建築物の構造の規制に必要な衝撃に関する事項

次の図面のとおり

(図面省略)

出 先 機 関

土地改良事業の完了

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定により、次の事業を行う者から、次のとおり土地改良事業の工事が完了した旨の届出があったので、同条第二項の規定により公告する。

平成十八年四月二十一日

中南地域県民局長 天 童 光 宏

土地改良事業の名称	事業を行う者	工事完了年月日
十六年災農地災害復旧事業 一六 一四	弘 前 市	平成一七・二〇・二六
十六年災農業用施設災害復旧事業 一六 一〇一	〃	一七・一・三〇
〃 一六 一一〇	〃	一七・八・三〇
〃 一六 一一一	〃	一八・三・三三
〃 一六 一一二	〃	一七・二・二九
〃 一六 一三五	〃	一七・一・三〇
〃 一六 一三六	〃	一七・八・八

土地改良事業の工事が完了

次の地区の県営土地改良事業の工事が完了したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第二項の規定により公告する。

平成十八年四月二十一日

中南地域県民局長 天童光宏

地区名	県営土地改良事業の名称	工事完了年月日
沖浦第2	一般農道整備事業	平成一六・三三
竹鼻	緊急畑地帯総合整備事業	一六・三三

三八地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、三八地域県民局地域整備部及び三戸町役場に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

三八地域県民局長 中島勝彦

位置	延長	幅員	指定年月日
三戸郡三戸町大字川守田字冷水三の三四及び三の三八	三五・八二メートル	六・〇〇メートル	平成一六・三三

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、天満下土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月二十一日

三八地域県民局長 中島勝彦

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	中里正俊	三戸郡五戸町大字上市川字赤川原一〇〇の一	平成一六・三三

下北地域県民局告示第一号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年四月二十一日

下北地域県民局長 野戸谷 秀 樹

位置	延長	幅員	指定年月日
むつ市松山町二四の一	二二・五八メートル	六・〇二メートル	平成一六・四一〇

土地改良区の役員の退任

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、浪岡川土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があつたので、同条第十七項の規定により公告する。

平成十八年四月二十一日

東地方農林水産事務所長 原 口 健 二

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	佐藤 文志	青森市浪岡大字銀字杉田八〇の一	平成一六・三三

公安委員会

青森県公安委員会告示第三十八号

警備業法の一部を改正する法律（平成十六年法律第五十号）附則第五条に規定する審査（学科試験及び実技試験により判定する審査、以下「審査」という。）を次のとおり実施するので、警備員等の検定等に関する規則（平成十七年国家公安委員会規則第二十号。以下「検定規則」という。）附則第九条の規定により公示する。

平成十八年四月二十一日

青森県公安委員会委員長 井 畑 明 男

一 審査の実施日時及び場所

1 実施日時

平成十八年五月二十九日（月）午後一時から午後五時まで

2 場所

青森市問屋町一丁目一〇の一〇 青森市はまなす会館

二 実施する審査及び審査対象者

検定規則附則第六条第三号、第四号、第五号、第六号及び第十号に掲げる次の審査並びにそれぞれ当該各号に定める者（検定規則附則第七条第二項の規定により学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。）

1 施設警備業務に係る一級の審査 検定規則附則第三条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和六十一年国家公安委員会規則第五号。以下「旧規則」という。）第一条第一項の表に規定する常駐警備（次号において「常駐警備」という。）に係る同項に規定する検定（以下「旧検定」という。）であつて同条第二項に規定する一級に係るもの（以下「旧一級検定」という。）に合格した者

2 施設警備業務に係る二級の審査 常駐警備に係る旧一級検定又は旧検定であつて旧規則第一条第二項に規定する二級に係るもの（以下「旧二級検定」という。）に合格した者

3 交通誘導警備業務に係る一級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する交通

誘導警備（次号において「交通誘導警備」という。）に係る旧一級検定に合格した者

4 交通誘導警備業務に係る二級の審査 交通誘導警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

5 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 旧規則第一条第一項の表に規定する貴重品運搬警備に係る旧一級検定又は旧二級検定に合格した者

三 審査予定定員

1 施設警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十五人

2 交通誘導警備業務に係る一級及び二級の審査 合計十人

3 貴重品運搬警備業務に係る二級の審査 四人

四 審査の申請手続き

1 申請受付期間及び受付時間

(一) 申請受付期間

平成十八年五月一日（月）から同月十九日（金）までの間（行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）に規定する行政機関の休日を除く。）

(二) 申請受付時間

午前九時から午後五時までの間

(三) 申請受付の締切り

申請受付は先着順とし、審査申請者の人員が予定定員に達し次第、受付を締め切る。

2 申請場所

次に掲げる区分により、そのいずれかに申請すること。

(一) 青森県内に住所を有する者は、住所地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課を含む。

(二) 青森県内に存する営業所に属する警備員は、当該営業所の所在地を管轄する警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

(三) 青森県公安委員会が交付した旧規則第八条の合格証（以下「旧合格証」という。）を有する者で、青森県外に住所を有する者及び青森県外に存する営業所に属する警備員は、青森県内の警察署（警察署分庁舎を含む。）の生活安全課又は刑事生活安全課

3 申請方法

